

働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付要綱

一般社団法人 京都府トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人 京都府トラック協会（以下「京ト協」という。）の会員事業所が、一般財団法人日本海事協会（以下、日本海事協会という。）が実施する「働きやすい職場認証制度」取得に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、働きやすい労働条件・労働環境の実現を目指す事業者の増加を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成は、京ト協に所属する会員事業者が令和7年度に日本海事協会に認証を取得するために会員事業者が負担した、本制度の認証取得にかかる以下の費用の一部について行うものとする。

- (1) 新規認証取得にかかる審査料・登録料
- (2) 上位認証取得にかかる審査料・登録料
- (3) 同位認証継続にかかる審査料・登録料

(助成金の額)

第3条 《申請する会員事業者が京都府内の営業所においてGマークを取得している場合》

上記(1) 40,000円を上限

上記(2) 30,000円を上限

上記(3) 20,000円を上限

《申請する会員事業者が京都府内の営業所においてGマークを取得していない場合》

上記(1) 30,000円を上限

上記(2) 20,000円を上限

上記(3) 10,000円を上限

(申請方法)

第4条 助成を希望する会員事業者は別記様式1の「働きやすい職場認証制度取得促進助成金申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、①働きやすい職場認証登録証の写し、②運転者職場環境良好度認証制度審査申込書の写し、③日本海事協会への審査・登録料支払いに係る領収書の写し、④助成金の振込先金融機関の通帳の写しを添付して京ト協へ申請する。

(申請期間)

第5条 申請期間は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までとする。ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合はその時点で打ち切る場合がある。

(経過措置)

第6条 本事業については、前年度（令和6年度）に認証申請した分についても、助成の対象とする。

(報告)

第7条 京ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、会員事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、当該事業に関する必要事項は、都度、京ト協がこれを定める。
2. 会費滞納者には、助成しない。

本要綱は令和7年4月1日から適用する。